

# 重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス)

(介護予防短期入所生活介護サービス)

2025年12月3日改正

## < 目次 >

- 1、事業者について
- 2、事業所の概要～事業の目的・方針・名称等～
- 3、職員の配置状況
- 4、事業所が提供するサービス
- 5、利用料金について
- 6、ご利用の変更・追加・中止
- 7、サービス利用に関する留意事項
- 8、事故等の緊急時の対応
- 9、非常災害対策について
- 10、苦情対応について
- 11、衛生管理等について
- 12、個人情報の取り扱い
- 13、虐待防止について
- 14、身体拘束について
- 15、業務継続に向けた取り組み
- 16、提供するサービスの第三者評価の実施状況

社会福祉法人ふるさとの会

特別養護老人ホームふるさと

あなたに対する短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1、事業者について

- (1) 法人名 社会福祉法人ふるさとの会
- (2) 法人所在地 京都府京丹後市網野町小浜613番地2
- (3) 連絡先 TEL 0772-72-3400
- (4) 代表者氏名 理事長 瀬古 敬
- (5) 設立年月日 平成23年2月21日

## 2、事業所の概要

### (1) 事業の目的

介護保険法並びに老人福祉法に従い、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）を提供する事を目的とする。

### (2) 指定短期入所生活介護事業の運営方針

利用者様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者様の心身の機能の維持並びに利用者様の家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業の運営方針

利用者様の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者様の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者様の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者様の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

### (4) 事業所の内容

事業所の種類	指定短期入所生活介護事業 (指定介護予防短期入所生活介護事業) <b>指定番号 京都府指定 第2673300238号</b> ※介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふるさとに併設されています。
--------	---

事業所の名称	特別養護老人ホームふるさと
事業所の所在地	京都府京丹後市網野町小浜613番地2
電話番号	0772-72-3400
管理者氏名	石田 新作
開設年月日	平成24年7月1日
営業日	年中無休
営業時間	24時間
通常の事業の実施地域	京丹後市 ※上記地域以外でも、ご希望の方はご相談下さい。
利用定員	20名

### 3、職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）を提供する職員として、次の職員を配置します。

<主な職員の配置状況> 職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	人数	勤務形態
1、管理者（施設長）	1名以上	常勤兼務
2、生活相談員	2名以上	常勤兼務
3、介護職員	15名以上	常勤兼務14名、非常勤兼務1名
4、看護職員	7名以上	常勤専従1名、常勤兼務1名、 非常勤兼務5名
5、介護助手	3名以上	非常勤兼務3名
6、機能訓練指導員	1名以上	非常勤兼務（看護師と兼務）
7、栄養士	1名以上	常勤兼務
8、事務員	1名以上	常勤兼務
9、調理員	9名以上	常勤兼務5名、非常勤兼務4名

※併設特別養護老人ホームの職員配置と一体して実施しています。

#### 4、事業所が提供するサービス

利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」に沿った『短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）』を作成し、この『短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）』の内容を利用者様及びその家族様に説明し、同意を得た上で決定します。

##### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

###### <サービスの概要>

###### ①食事支援

当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びに嗜好を考慮し、利用者様の身体状況などにあわせた食事の形態の工夫等をさせていただき、より食に対する楽しみを持っていただけるよう、食事の支援をさせていただきます。

###### ②入浴支援

利用者様の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を支援するため、利用者様の意向に応じて、入浴又は清拭の機会を設けます（週2回以上）。また身体の状況に応じて、個室浴・特殊浴室を使用させていただきます。

（利用者様の体調により、変更・中止となる場合があります。）

###### ③排泄支援

利用者様の状態にあわせた適切な排泄の支援により、清潔を維持し、快適に暮らしていただけるよう、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

###### ④その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

生活で快適な生活が送られるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

###### <主な加算サービス>

看護体制加算	利用者様の重度化等に伴う医療ニーズに対応するため、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置をしており、医療機関等と24時間連絡体制を確保している場合に算定できる加算です。 ※介護予防サービス利用の場合、この加算はありません。
夜勤職員配置加算	利用者様の重度化に伴い、夜間における手厚い介護サービスの提供を行うため、基準を上回る夜勤職員の配置を行います。 ※介護予防サービス利用の場合、この加算はありません。
送迎加算	身体の状態、地理的条件等により送迎を必要とする方に対して、リフト車や小型車により居宅と事業所間の送迎を行います。

サービス提供体制強化加算	サービスを提供する事業所の職員（介護・看護）の専門性やキャリアの評価のため、常勤職員の占める割合が100分の75以上である時に算定できる加算です。
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備（キャリアアップの仕組みを、職場環境の改善）とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス

### ＜サービスの概要＞

- ①通常の送迎実施地域外への送迎（京丹後市以外の地域）
- ②食事の提供
- ③居住の提供
- ④理美容代
- ⑤コピー代
- ⑥排便促進剤（第２類医薬品）
- ⑦郵送料
- ⑧口座振替手数料

## ５、利用料金について

### （１）サービス料金について

#### ＜介護保険の給付対象となるサービス料金＞

介護保険が適用される場合は、別紙の料金の金額をお支払い下さい。

介護保険が適用されない場合は全額（１０割）お支払いいただきます。

※利用者様がまだ要介護状態区分等の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援認定又は要介護認定を受けた後、申請することで自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を後日、市町村の介護保険担当窓口へ提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。

※介護保険負担割合証に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

#### ＜介護保険の給付対象とならないサービス利用料金＞

以下のサービスについては、利用料金の金額が利用者様の負担となります。

※但し、食費、滞在費については負担限度額認定を受けている場合には『介護保険負担限度額認定証』の提示により、この証に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

通常の送迎実施地域外への送迎 (京丹後市以外の地域)	片道 1,000 円
滞在費 (水道光熱費及び室料相当)	1 日あたり 2,066 円
食費 (食材料費及び調理費)	朝食 350 円 昼食 575 円 (おやつ代含む) 夕食 520 円 1 日あたり 1,445 円
特別な食事の提供を行った場合	実 費
理美容代	実 費 (2,200 円～)
コピー代	1 枚あたり 10 円
排便促進剤 (第 2 類医薬品)	イチジク浣腸 1 個 63 円
郵送料	1 月あたり 140 円
口座振替手数料	実 費

※上記の他、日常生活上必要なものであって、利用者様に負担していただくことが適当と認められるものについては、実費費用を負担していただくことがあります。

## (2) 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は、利用された月の末日締めとなり、1 カ月分をまとめて請求させていただきます。次のいずれかの方法でお支払い下さい。

①現金払い ※クレジットカード、 電子マネーは現在対応 していません。	当施設の事務所窓口でお支払いください。  (対応時間) 平 日 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 土日祝日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0  ※上記以外の時間をご希望の場合は事前にご連絡下さい。
②口座振り込み	利用翌月の 2 5 日までにお振り込みください。 (金融機関) 京都北都信用金庫 網野支店 普通口座 1 0 8 0 2 7 9 (名 義 人) 社会福祉法人ふるさとの会 理事長 瀬古 敬
③口座自動振替	利用翌月の 2 0 日に振替先口座より引き落とさせていただきます。 (取り扱い金融機関) 京都北都信用金庫 京都農業協同組合

### (3) 社会福祉法人による本人負担金減額制度について

当社会福祉法人と契約済みの市町村発行の「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の提示が必要です。減額率と減額する内容は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」で定められたものとします。

## 6、ご利用の変更・追加・中止

### (1) 利用の変更・追加

利用者様の希望により、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の利用を変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。担当の介護支援専門員と相談の上、変更・追加させていただきます。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者様及び家族様等の希望する期間サービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者様及び家族様等に提示して協議します。

### (2) 利用の中止

利用予定期間の前に、利用者様の希望により、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）の利用を中止する事ができます。この場合にはキャンセル料はいただきませんが、利用予定日の前日までに申し出て下さい。但し、利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、当日の申し出でも結構です。

利用者様がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 7、サービス利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、次のものは原則として持ち込むことができません。

- ・劇薬や可燃性の強い油等の危険物
- ・ペット類・刃物類
- ・高価な貴金属、高額な現金

### (2) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者様に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者様のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

- ・当事業所の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

施設内は禁煙です。所定の場所で喫煙をお願いします。

## 8、事故等の緊急時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、当法人各対応マニュアル（別紙）により、京都府、市福祉事務所、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者、協力医療機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

### <協力医療機関>

医療機関の名称	特定医療法人三青園 丹後ふるさと病院
所在地	京都府京丹後市網野町小浜673番地
連絡先	0772-72-5055

事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

## 9、非常災害対策について

事業者は防火管理責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、年2回の防災訓練をおこないます。また、訓練では地域との連携を深めるために地域住民の参加や利用者様の参加をお願いしています。

## 10、苦情対応について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

受付担当者	生活相談員
解決責任者	特別養護老人ホームふるさと施設長
電 話	0772-72-3400
受付時間	(対応時間) 平 日 8:30~19:00 土日祝日 8:30~17:00 ※上記以外の時間でも毎日24時間受付しております。但し担当者不在の場合がありますのでご了承ください。その場合は引継いで、

	後日担当者から連絡させていただきます。
投書受付	事務所窓口横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付時間

京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課	所在地 京丹後市峰山町杉谷691 電話番号 0772-69-0330 FAX 0772-62-1156 受付時間 午前8:30～12:00 午後1:00～5:15 土・日・祝日・年末年始除く
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 午前8:30～12:00 午後1:00～5:15 土・日・祝日・年末年始除く
京都府丹後保健所 企画調整課	所在地 京丹後市峰山町丹波855 電話番号 0772-62-0361 FAX 0772-62-4368 受付時間 午前9:00～12:00 午後1:00～5:00 土・日・祝日・年末年始除く

11、衛生管理等について

事業者は利用者様の使用する食器、その他の設備や飲用に供する水、及び医薬品について衛生的な管理に努めます。また事業所において感染症及び食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- |   |
|---|
| <p>(1) 感染対策委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知します。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための指針、マニュアルの整備をおこないます。</p> <p>(3) 感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修を定期的におこないます。</p> <p>(4) 感染症等の蔓延が認められた場合、速やかに厚生労働省が定める対処等を行い、保健所の指示に従います。</p> |
|---|

12、個人情報の取り扱い

- (1) 事業所の職員は、利用者様又はその家族様の個人情報について「個人情報の保護に関する

る法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、業務上知り得た利用者様またはその家族様の秘密保持を厳守します。

また退職後についても、正当な理由なく業務上知り得た利用者様又はその家族様の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、下記のとおり利用者様に関する情報を提供することがあります。またその場合は利用者様とその家族様に同意を得る事とします。

使用する目的	①居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合 ②利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
使用する事業者の範囲	利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
使用する期間	契約で定める期間
使用にあたっての条件	①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと ②個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

### 1 3、虐待の防止について

事業者は、利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 虐待防止対策委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知します。</li> <li>(2) 虐待防止のための指針、マニュアルの整備をおこないます。</li> <li>(3) 虐待防止のための研修を定期的におこないます。</li> <li>(4) 虐待防止対策責任者は管理者とし、各部署に担当者を設置します。<br/>担当者は虐待防止対策委員会に出席する委員とします。</li> </ul> |
|--|

また、虐待が疑われる事例を見つけた場合は速やかに市町村に通報します。

### 1 4、身体拘束について

事業者は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様や家族様に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等につい

での記録を行います。

また事業者として、身体拘束を無くしていくための取り組みを下記のとおり行います。

- (1) 身体拘束適正のための委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知します。
- (2) 身体拘束適正のための指針、マニュアルの整備をおこないます。
- (3) 身体拘束適正のための研修を定期的におこないます。

#### 15、業務継続に向けた取り組み

事業者は新興感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する介護サービスを継続的に実施するため、及び非常時の体制から早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について周知を行います。
- (2) 定期的に業務継続のための研修と訓練を行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて変更します。

#### 16、提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無・・・実施なし
- (2) 実施した直近の年月日
- (3) 実施した評価機関の名称
- (4) 評価結果の開示状況

## <重要事項説明書受領書及び個人情報使用同意書>

指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

年 月 日

### 事業者

所在地 京都府京丹後市網野町小浜613番地2  
名称 特別養護老人ホームふるさと

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供開始及び利用料の徴収に関して同意し、受領しました。

また、私及びその家族の個人情報については、「12、個人情報の取り扱い」第2項に記載のとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します。

年 月 日

### 利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 代理人（署名代筆者） 及び家族の代表

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(利用者との続柄 )